



自分の財産額の「一覧表」を作成する方法、

2回目は、  
作成した資産額の「一覧表」を参考に、  
その財産を、子どもに相続するのか、  
自分で処理するのか、  
その分類の仕方を考えてきました。

そして、3回目の今回は、  
子どもに、  
相続すると決めた自分の財産を、  
どのように、  
子どもに振り分けていったらいいのか？

特に、均等に振り分けることのできない財産を、  
分ける方法を考えていきます。

---

## 子どもたちに遺産を相続する心構え

---

先回、2回目の最後で、  
・子どもが納得できる理由で分割案を作成する  
・遺産分割案を完成させる時期を決めておく  
ことを念頭に、親は自分の財産の分割案を、  
作成することを提案いたしました。

### 1つ目の

「子どもが納得できる理由で分割案を作成する」  
とは、親が勝手に決めた分割案で、  
その案に、子どもが承服しなければ、  
最悪の場合、自分=親が亡くなった後に、  
子どもたちが「争族」を起こしかねない、  
危険もはらんでいます。

しかし、遺産分割の指針となる考え方は、  
財産の持ち主である、  
親が決めておくべきことです。

### 2つ目の

「遺産分割案を完成させる時期を決めておく」  
とは、親がいくら完璧な分割案を作れても、  
それが、臨終の間じかでは、  
その案を子どもに伝えることができません。

そこで、子どもたちに伝える時間を見越し、  
理解して納得させるために、  
時間に余裕をもって、  
分割案を作成することが大切だ。  
ということです。

そして、分割を作成する基準として、  
・資産額で均等に分割するのか  
・資産の価値で均等に分割するのか  
を考慮しながら、  
作成することを提案いたしました。

---

### 均等に分割できない相続とは

---

複数の子どもに、  
容易に均等な相続ができるのは、

その遺産が、現金や預貯金、  
それに株式や投信信託、保険  
といった金融商品で、  
簡単に現金化が可能なものに限られています。

それ以外の資産を相続するときは、  
たとえば、不動産や骨とう品であれば、  
今、売却できる金額で換算します。

ここからは具体的に私が、  
FP相談での複数の事例から作成した、  
ある家族の相続をみることにします。

ある家庭とは、  
子どもが3人いて、  
母親が先に亡くなり、  
その後に父親が亡くなりました。

母親の遺産は現金のみで、  
今後の父親の生活費にと子どもたちも納得して、  
父親が相続しました。

そして問題になるのは遺産です。  
父親は、

子どもたちの実家の一軒家の土地と建物と、  
自分の葬式代相当の現金を残して、  
亡くなりました。

実家を売却してその金額を、  
兄弟が3等分すれば均等に配分した、  
相続は終了します。

---

#### 均等な相続の例

---

しかし、このようにはうまくはいかない  
家庭もあります。

相続税は必要なくても、  
単純に現金化して均等に割ることのできない、  
遺産相続もあることです。

上記の家庭でも、  
子どもが3人とも実家以外のところで、  
持ち家を持っていれば、  
上述のように実家を売却して、  
相続を完了することも可能でしょう。

---

#### このような場合はどうする

---

うまくいかない例を考えてみます。  
たとえば、この実家に両親と次男の家族が、  
同居していたとします。

単純に均等に相続するのであれば、  
たとえば、実家の売却価格が3000万円であれば、  
子ども一人当たりの遺産相続額は、  
1000万円になります。

次男家族がこのままこの実家に住み続けるなら、  
次男が、ほかのふたりの兄弟に、  
たとえば、現金で1000万円ずつ渡せば、  
均等な相続ができます。

しかし、問題は単純ではありません。

通常、次男が現金を 2000 万円用意できるか、疑問です。

また、次のようなケースもあるでしょう。

(ケース A)

次男の家族の生活費や実家の修繕費は、ほとんど両親の年金や貯蓄から出していた

(ケース B)

両親の生活費や実家の修繕費は、ほとんど次男の収入や貯蓄から出していた

また、ほかの兄弟は住んでいるところは遠方で、両親のどちらかまたは両親ともに、病気や介護の状態、その世話を次男の嫁がしていた時、次男以外の兄弟から両親の世話にかかる費用を、

(ケース A)

定期的に金銭的な支援をしていた。

(ケース B)

金銭的な支援はしていなかった

上記の家庭では第 3 者からみて、

(ケース A) の場合は、兄弟三人で均等で相続する。

(ケース B) の場合は、兄弟三人で均等に分けなくてもいいのでは、思う方もいるでしょう。

また、家庭ごとに、さまざまな解決すべき課題があるでしょう。

従って、画一的に均等に分割して、相続することは困難なのです。

---

親が提案する相続の基準

---

そこで、

- ・資産額で均等に分割するのか
- ・資産の価値で均等に分割するのか

どちらかの基準を決めてから、  
分割案を作成することが重要になるのです。

上記の家族の場合、

- ・資産額で均等に分割するのは、  
(ケース A) の場合に当てはまります。

たとえば、親は次男家族にかかった、  
またこれから必要な年間の生活費用を計算して、  
その分を遺産分割額から差し引いた額で、  
兄弟3人が均等になる金額を計算します。

とはいっても、  
両親と次男家族が同居していたことは、  
両親にとっても心身に関わる面で、  
金額では計り知れないメリットが生じて、  
生活できたことは明らかです。

従って、親は、  
次男家族が同居してくれたことを考慮した、  
必ずしも、兄弟3人が均等ではない分割案を作成し、  
ほかのふたりの兄弟を納得させることが、  
旅立つ前の究極の任務といえます。

また、  
・資産の価値で均等に分割するには、  
(ケース B) の場合に当たります。

親は、次男家族に支払ってもらった、  
またこれから必要な年間の生活費用を計算して、  
その分を兄弟3人が均等になる金額から調整します。

---

#### 机上と現実の違い

---

しかし、このような計算は、  
机上では理解できても、  
現実には可能でしょうか？

ここは、上記の2つの基準を念頭に置きながら、  
親が自身で考えた、  
たとえ金額では均等でなくても、

たとえば、上述のような、  
次男家族と同居したメリットを考慮するといった、

子どもたちが、納得できる分割案を  
作成することが大切です。

そして、自分で作った分割案は、  
生きている間に、  
子どもたち全員の前で、

作成した経緯と理由を示して、  
必要であれば、  
遺言書も作成しておくことも必要でしょう。

ここまでは、均等な遺産分割ができない、  
と、思っている親が生前にしておくことです。

なお、今回の記事のような、  
一般的な内容では、  
自分の家族の問題は解決できない。

と思う方は、  
ご自身が考えた遺産分割案を作成して、  
少なくとも、遺産額の「一覧表」は作成し、  
FP や弁護士など専門家に早期に相談することをおすすめいたします。

\*\*\*\*\*:  
■「人生の添乗員 (R) 」からのワンポイントメッセージ  
\*\*\*\*\*:

相続で悩むことができることは、

自分の人生を、

自分で採点しているのかもしれませんが！？

\*\*\*\*\*:  
■人生の添乗員 (R) 牧野寿和のプロフィール  
\*\*\*\*\*:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

創業 19 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。  
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！  
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社



現在、相談は、名古屋市内はもとより  
愛知、岐阜、三重県、  
首都圏や関西にも  
リモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、  
相談者ご自身にとって  
有益な提案を心がけています。

\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:

#### ■編集後記

\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:

「争族」は、

親が事前に防げること

と、思うのです！

#### 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

本年もご愛読のほど、  
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

---

#### ■【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和  
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。  
こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで  
お願いいたします

E-MAIL : [makino.fp@beach.ocn.ne.jp](mailto:makino.fp@beach.ocn.ne.jp)

---

牧野 FP 事務所合同会社 公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

---

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。  
ご自身の責任でご判断下さい。

---